

高知県高知県山地災害防止事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
第1条～第17条 【略】 付 則 この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。 付 則 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。 付 則 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。 付 則 1 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。 2 この要綱は、平成19年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定については、同日以降もなお、その効力を有する。 付 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 付 則 <u>1</u> この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 <u>2</u> なお、上記付則2については平成19年4月1日をもって効力を失う。 付 則 この要綱は、平成21年5月7日から施行する。 付 則 この要綱は、平成22年4月5日から施行する。	第1条～第17条 【略】 付 則 この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。 付 則 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。 付 則 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。 付 則 1 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。 2 この要綱は、平成19年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定については、同日以降もなお、その効力を有する。 付 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 付 則 <u>【追加】</u>この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 <u>【追加】</u>なお、上記付則2については平成19年4月1日をもって効力を失う。 付 則 この要綱は、平成21年5月7日から施行する。 付 則 この要綱は、平成22年4月5日から施行する。

高知県高知県山地災害防止事業費補助金交付要綱 新旧対照表

付 則 この要綱は、平成 26 年 4 月 3 日から施行する。 付 則 この要綱は、平成 30 年 11 月 27 日から施行する。 付 則 <u>1</u> この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。 <u>2</u> この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 8 条、及び第 16 条の規定は、同日以降もなお効力を有する。 <u>付 則</u> <u>1 この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。</u> <u>2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 8 条及び第 16 条の規定は、同日以降もなお効力を有する。</u>	付 則 この要綱は、平成 26 年 4 月 3 日から施行する。 付 則 この要綱は、平成 30 年 11 月 27 日から施行する。 付 則 <u>【追加】</u>この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。 <u>【追加】</u>この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 8 条、及び第 16 条の規定は、同日以降もなお効力を有する。 <u>【追加】</u>
--	--